

配管の付属範囲の例

危険物配管により危険物施設が接続される場合の危険物施設の区分は、移送される危険物の制御関係、保有空地等を考慮し、実態に応じて区分するものとする。

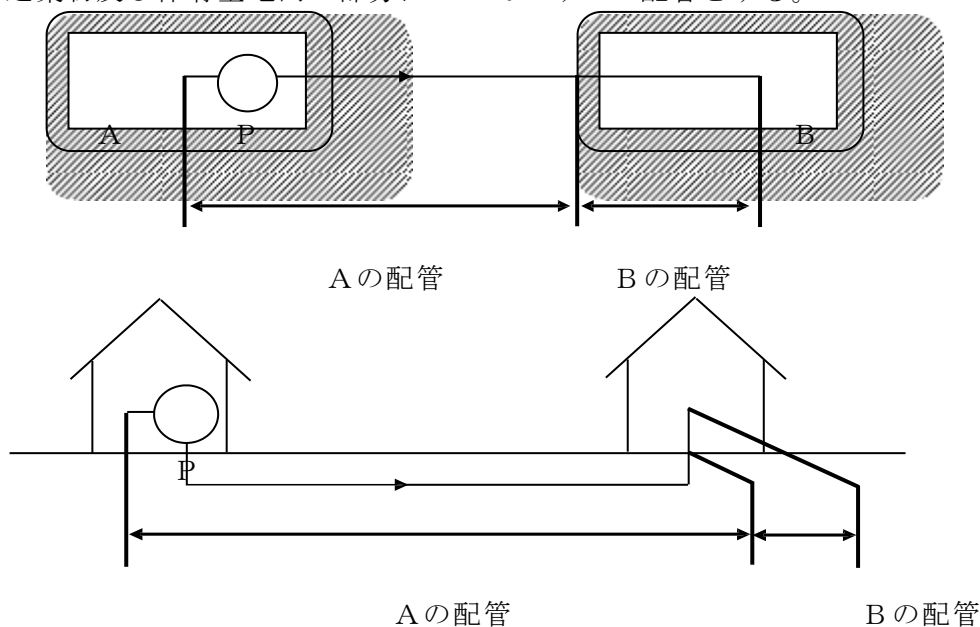
なお、一般的な場合の区分例は次のとおりである。

例 1 製造所又は一般取扱所相互間の場合

製造所等の配管の末端（先端、接続部、バルブ等）又はポンプまでを原則とする。

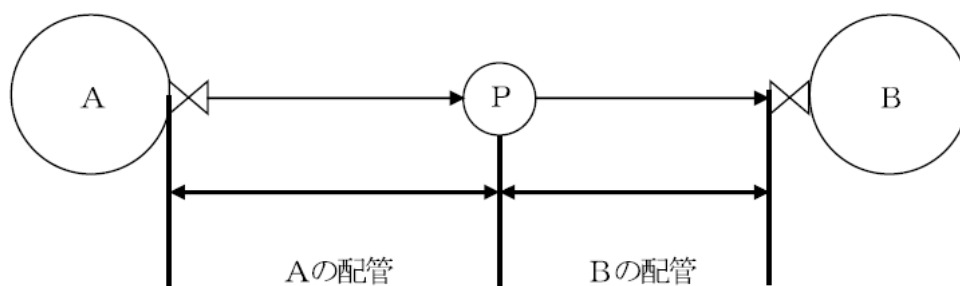
ただし、ポンプ、バルブ等が製造所等の建築物内にある場合は、建築物の床又は保有空地の境界までとする。

なお、戻り管については、ポンプ、バルブ等が設けられないケースが一般的であることから、戻ってくる危険物を受け入れる側の製造所等であるAの配管とするが、Bの建築物及び保有空地内の部分についてのみBの配管とする。



例2 政令タンク（危政令で定める貯蔵所のうち、タンクを用いるものをいう。以下同じ。）
相互間の場合

ポンプまで（ポンプがない場合は送り先タンクバルブまで）を送り側の付属範囲とする。ただし、戻り管については戻ってくる危険物を受け入れる側の製造所等であるAの配管とする。



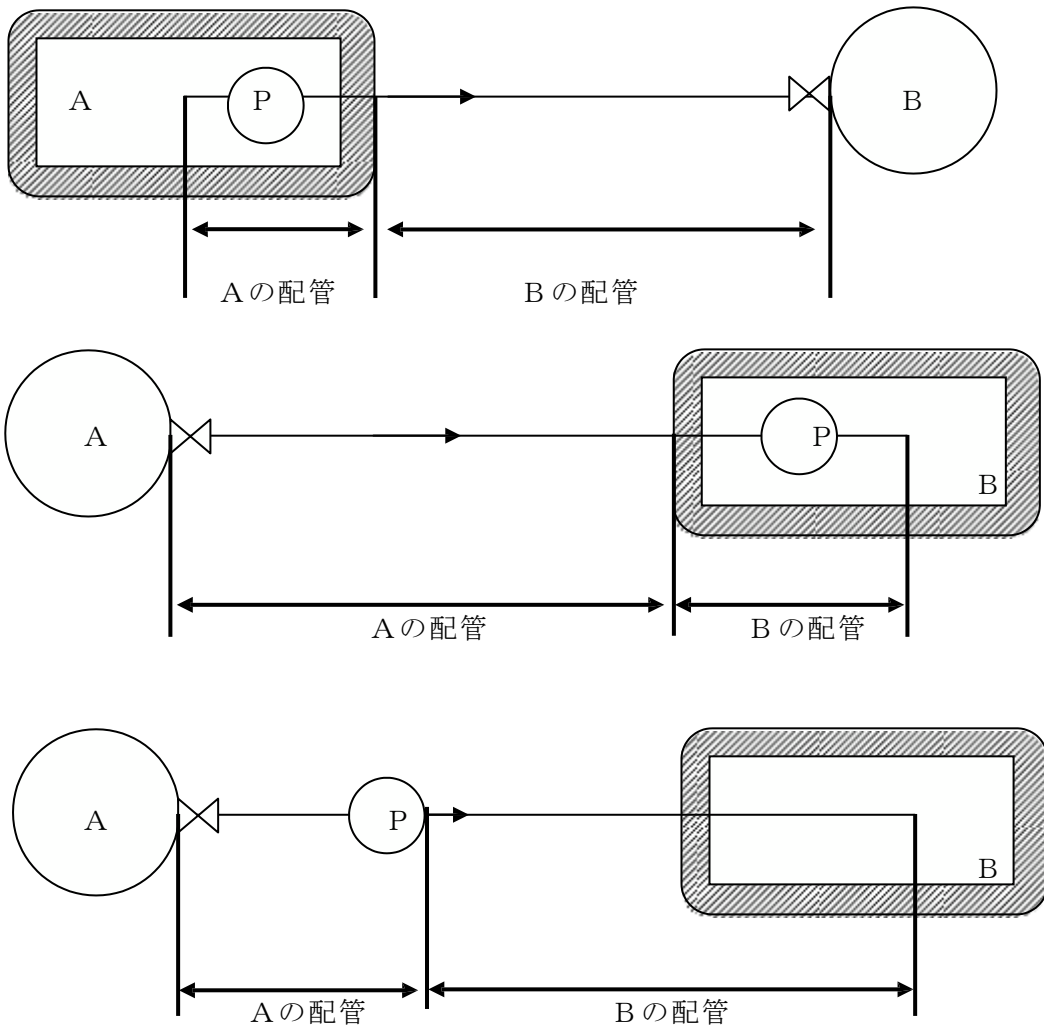
※ ポンプは、ポンプ自体やポンプ制御盤の位置等を考慮して、適当な施設の附属設備とする。



例3 政令タンクと製造所（又は一般取扱所）の場合

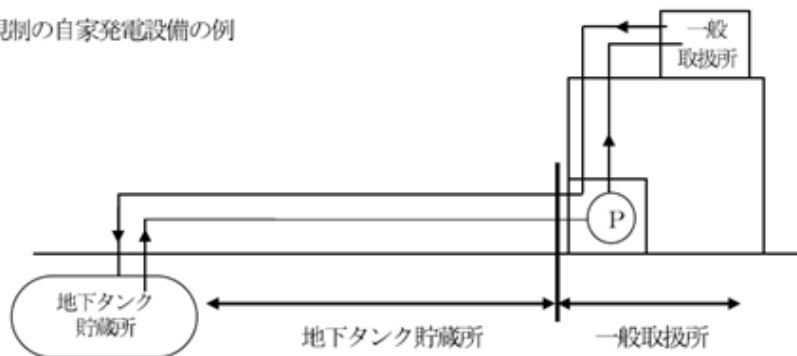
原則として、ポンプ又はバルブまでを送り側の付属範囲とする。ただし、ポンプ、バルブ等が製造所等の建築物内にある場合は、製造所等の建築物床又は所有空地境界までとする。

なお、戻り管については戻ってくる危険物を受け入れる側の製造所等であるAの配管とする。



※ ポンプは、ポンプ自体やポンプ制御盤の位置等を考慮して、適当な施設の附属設備とする。

部分規制の自家発電設備の例

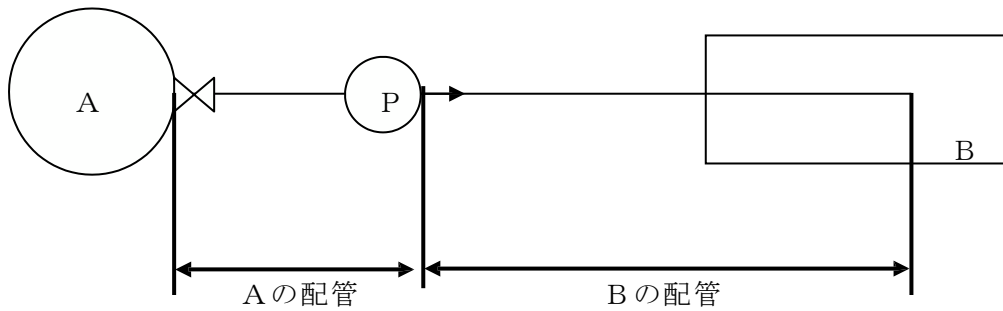


例4 製造所等と指定数量未満の危険物を取り扱う場所の場合

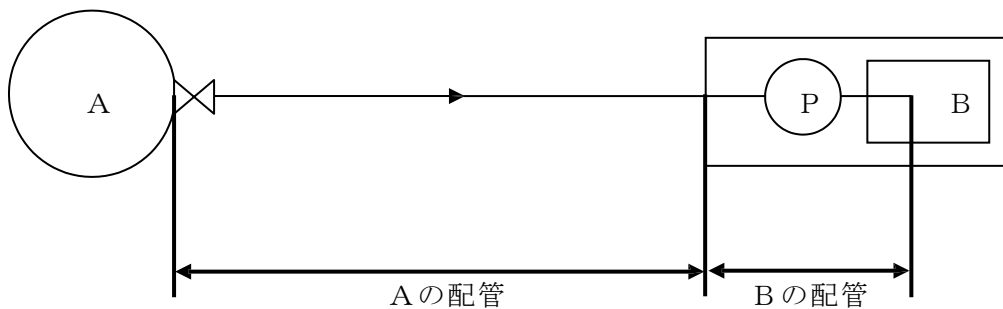
原則として、ポンプ又はバルブまでを送り側の付属範囲とする。ただし、ポンプ、バルブ等が建築物内にある場合は、建築物の壁又は床までとする。

なお、戻り管については、ポンプ、バルブ等が設けられないケースが一般的であることから、戻ってくる危険物を受け入れる側の製造所等であるAの配管とするが、Bの建築物内の部分についてのみBの配管とする。

(1) 1日に指定数量未満の危険物が通過する配管及びポンプ設備の例

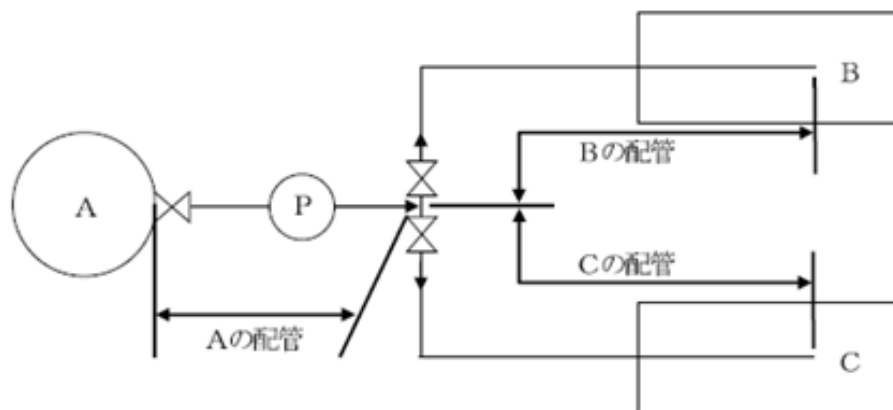


※ポンプは、ポンプ自体やポンプ制御盤の位置を考慮して、適当な施設の附属設備とする。



(注) 上記の2例中、Aは製造所等、Bは指定数量未満の危険物の取扱場所を示す。

(2) 1日に指定数量以上の危険物が通過する配管及びポンプ設備の例



※指定数量以上が通過する配管及びポンプは、政令タンクの附属設備とする。